

「古賀市社会教育委員の会議」の概要について

1. 社会教育委員の職務

社会教育法(抜粋)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

2. 社会教育委員の任期

1期2年

(令和7年4月1日～令和9年3月31日までの2年間)

3. 社会教育委員の定数

10 人以内

4. 社会教育委員の会議の開催

毎月 1 回開催(予定)

5. 開催場所及び時間

リーパスプラザこが 会議室

18時30分～(1時間程度を予定)

6. 社会教育委員報酬及び費用弁償

議長報酬 : 48,000円／年額

委員報酬 : 39,000円／年額

費用弁償 : 2,500円／回